

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.166

[共通] 問1 南海トラフ地震防災対策推進地域に所在する収容人員が100人の映画館の防火管理者が消防計画を作成する際に定める必要がある事項として、消防法令上誤っているものを1つ選びなさい。ただし当該防火対象物は、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が管理しているものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び迅速な救助に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練の実施に関すること
- (4) 南海トラフ地震による被害の発生の防止又は軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること

[消防設備] 問1 次の文章の空欄を埋める言葉の組み合わせとして消防法令上正しいものを1つ選びなさい。

一定の防火対象物の関係者は、設備等技術基準に従って設置しなければならない消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から（イ）以内に、別記様式第一号の二の三の届出書に（ロ）及び（ハ）の書類を添えて消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

A：4日 B：10日

C：当該防火対象物に係る建築図書

D：当該設置に係る消防用設備等に関する図書

E：当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書

- (1) イ A ロ C ハ D
- (2) イ B ロ C ハ D
- (3) イ A ロ D ハ E
- (4) イ B ロ D ハ E

[消防設備] 問2 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選びなさい。ただし、当該避難器具は安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けるものではなく、かつ、常時、容易かつ確実に使用できる状態で設置されているものでもないものとする。なお、本設問では当該防火対象物又はその部分における避難器具を設置し、又は格納する場所を「避難器具設置等場所」といい、また、階段室には附室は設けられていないものとする。

- (1) 当該避難器具は、開口部を開口する動作及び保安装置を解

除する動作を含め一動作で、容易かつ確実に使用できるものであること。

- (2) 特定一階段等防火対象物における避難器具設置等場所の出入口には、当該出入口の上部又はその直近に、避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置を講じること。
- (3) 特定一階段等防火対象物における避難器具設置等場所には、見やすい箇所に避難器具である旨及びその使用方法を表示する標識を設けること。
- (4) 特定一階段等防火対象物における避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室の出入口付近の見やすい箇所に避難器具設置等場所を明示した標識を設けること。

[防火査察] 問1 消防法(以下「法」という。)第4条及び第4条の2に規定する立入検査等に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 法第4条に規定する立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているが、同条に規定する質問権は、正当な理由なくして陳述しない者があっても、罰則で実効性を担保していない。
- (2) 法第4条第4項中の「みだりに」とは、正当な理由なくしてという意味であり、立入検査結果通知書の内容について、他の公的機関から法令に基づく照会を受け、それに回答する場合は、立入検査で知り得た関係者の秘密をみだりに他人に漏らしたことにはならない。
- (3) 法4条の2に規定する消防団員の立入検査は、消防長又は消防署長が火災予防のため特に必要があると認めたときに、消防対象物を管轄する区域内の消防団員が恒常に実施することができる。
- (4) 法第4条に規定する資料提出命令権及び報告徴収権は、違反事実の解明・立証等のために火災予防上必要と認める場合に関係者の負担に考慮しつつ、消防長又は消防署長が主体となり、消防対象物の関係者に対し権限を行使することができる。

[防火査察] 問2 消防法(以下「法」という。)の違反処理に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 法第5条第1項に基づき消防署長名で発出した防火対象物の改修命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当該処分庁の最上級行政庁である市町村長(東京消防庁管内は都知事)に対して審査請求することができる。
- (2) 法第8条の2の3第5項(特例認定防火対象物における管理について権原を有する者の変更届出違反)違反は、法第46

III-6-2に記載参照)。

問3 答 (3)

解説 救急業務実施基準第22条「感染症と疑われる者の取扱い」参照。

〔石油コンビナート〕

問1 答 (3)

解説 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第11条、第12条参照。

〔国民保護〕

問1 答 (4)

解説 (1) 事態対処法第2条第1項参照。
 (2) 事態対処法第2条第2項参照。
 (3) 事態対処法第2条第3項参照。
 (4) 事態対処法第2条第5項参照。
 指定行政機関とは、事態対処法第2条第5項各号に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
 (5) 事態対処法第2条第7項参照。

〔無線法規〕

問1 答 (2)

〔警防〕

問1 答 (1)

解説 倉庫等での上階の床面の局部破壊は、濃煙熱気層を増加させる恐れがあるので避ける。

消防司令問題

〔消防法規〕

問1 答 (2)

解説 (1) 第16条の5も根拠であるため、誤り。
 (2) 正しい。
 (3) 消防職員は該当しないため、誤り。
 (4) 法的措置であるため、誤り。
 (5) 行政指導であるため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (5)

解説 (1) 債権をえた5種類のため、誤り。
 (2) 行政財産と普通財産に二分されるため、誤り。
 (3) 地自法で規定されていないため、誤り。
 (4) 該当するため、誤り。
 (5) 正しい。

〔人事管理〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 要求できるため、誤り。
 (2) 要求できないため、誤り。
 (3) 人事委員会等に対して行うため、誤り。
 (4) 正しい。
 (5) 地方公共団体の機関に勧告するため、誤り。

〔救急〕

問1 答 (1)

解説 (2) 「災害弱者」、防災行政上の「災害時要援護者」と同義である。
 (3) 現在の概念では、女性だけでは要配慮に相当しない。
 (4) 内閣府や総務省などの指揮の下、全国の市町村で災害時要援護者の避難支援計画や要援護者名簿の整備が進められている。
 (5) 自己の能力に、経済力、移動・情報伝達手段は含まれる。
 改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻308ページ以下、309ページ表III-1-7に記載参照。

問2 答 (2)

解説 (2) 医療事故は、廊下での転倒など、医療行為とは直接関連しない、医療機関内で生じた事故も含めている(改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻368ページ以下に記載参照)。

問3 答 (2)、(4)

解説 (1) 救急隊数は約7.6%の増加にとどまっている。
 (3) 心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率は51.5%(約5割)である。
 (5) 「熱中症予防強化キャンペーン」の実施期間は4~9月である。
 (令和3年版 消防白書参照)。

〔警防〕

問1 答 (5)

解説 警戒区域はガス濃度が爆発下限値の30%を越える区域に設定する。

予防技術検定模擬テスト解答

〔共通〕

問1 答 (2)

解説 消防法施行規則第3条第6項。本規定は平成14年法律第92号により「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(東南海特措法)が施行されたことに伴い、一定の防火対象物の防火管理者が消防計画を定める際に定める必要があるとされた事項について問う設問である。なお、東南海特措法は、その後平成25年11月に議員立法により「南海トラ

フ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正され、法律の対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、津波避難対策を充実・強化するための財政上の特例措置等が追加されている。

(1)、(3)及び(4)に掲げる事項は、消防法施行規則第3条第6項において消防計画に定める必要があるとされているが、(2)に掲げる事項は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項第2号において、指定行政機関の長及び指定公共機関が防災業務計画に定めなければならないとされている事項である。

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護に関する事項としては、例えば防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定めることが想定されているし、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの迅速な救助に関する事項としては、消防機関等による救助・救急活動実施体制を定めることが想定されており、消防計画を定める際に定める必要がある事項には該当しないため、(2)は誤りである。

なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定により、南海トラフ地震防災対策推進地域内において同条同項各号に掲げる施設等を管理し、又は運営することとなる者は、あらかじめ南海トラフ地震防災対策計画を作成する必要があるが、同法第8条第1項第2号で消防法に規定する消防計画において南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項等について定めた時は南海トラフ地震防災対策計画とみなすことができるとされている。

〔消防設備〕

問1 答 (3)

解説 消防法第17条の3の2、消防法施行規則第31条の第1項。消防法第17条の3の2の規定に基づき消防用設備等を設置した場合の消防機関への届出期日、届出方法、検査期日等については、「消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について」(昭和49年7月12日付け消防安第79号。消防庁次長通知)で示されている。なお、消防法第17条第3項に特殊消防用設備等が規定されたことに伴い、平成16年5月31日には特殊消防用設備等に関する規定が加えられている。

それによると、防火対象物の関係者は消防用設備等(又は特殊消防用設備等)の設置に係る工事が完了した場合において、4日以内に消防機関に届け出ることとし、この場合、消防機関が設置された消防用設備等が技術上の基準に(又は特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に)適合しているかどうかを容易に判断できるようにするため、当該設置に係る消防用設備等(又は特殊消防用設備等)に関する図書及び消防用設備等試験結果報告書(又は特殊消防用設備等試験結果報告

書)を添えて届け出ることとされたものであることとある。したがって(イ)は消防法施行規則第31条の3第1項柱書きに記されているようにA(4日以内)が正しく、また、(ロ)及び(ハ)は消防法施行規則第31条の3第1項第一号及び第二号に記されているようにD(当該設置に係る消防用設備等に関する図書)及びE(当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書)が正しい。なお、必要に応じてC(当該防火対象物に係る建築図書)を添えて消防機関に届け出ることは差し支えないが、消防法令において提出義務は課されていないものである。

なお、前述の次長通知ではDの消防用設備等に関する図書として、消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図、配管及び配線図並びに平面図、立面図及び断面図が例示されており、前述のC(当該防火対象物に係る建築図書)もD(当該設置に係る消防用設備等に関する図書)の一部として届け出ることは想定されていることがわかる。また、当初設計に変更がない場合等、消防法第17条の12(現在は同法第17条の14に改正されている)に基づく消防用設備等の着工届出書を出した時点と設計がほとんど変わらず、当該着工届出書に添付した図書とほぼ変わらない場合にあっては、当該着工届出書をもってこれに代えることができる」とされている。これらのこととは特殊消防用設備等についても同様である。

さらに前述の次長通知ではCの消防用設備等試験結果報告書については追って告示する予定とされており、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」(平成元年消防庁告示第4号)に示された消防用設備等の種類及び非常電源の種別並びに配線及び総合操作盤の別に応じて定められた消防用設備等試験結果報告書に必要な事項を記入したものを添えて消防機関に届け出ることが求められている。

問2 答 (1)

解説 消防法施行規則第27条。本設問は、平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契機に行われた「小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申」(平成13年12月26日付け消防審議会)を踏まえ、平成15年6月に改正された避難器具等に係る技術上の基準の細目について問うものである。具体的な改正内容については、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う消防用設備等の技術上の基準の細目に係る運用について」(平成15年6月24日付け消防予第170号。消防庁予防課長通知)を参照されたい。

- (1) 消防法施行規則第27条第1項第一号ハ。特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具は、ただし書きで示した場合を除き、一動作で、容易かつ確実に使用できるものであることが必要である。この場合における一動作には、開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作は除くとされており、(1)は誤りである。なお、ただし書きで示した「安全かつ容易に避

難することができる構造のバルコニー等」とは、「消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和48年6月6日付け消防予第87号。以下「第87号通知」という。)第6、3(1)イに示されている概ね2平方メートル以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニーその他これらに準じるものというものとされている。また、「當時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、緩降機等を當時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が當時、使用できる状態で設置された場合をいうとされている。

- (2) 消防法施行規則第27条第1項第三号イ。(2)の具体的な方法は、当該部分に「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年4月16日消防庁告示第2号)第5に規定する「避難器具の位置を示す標識」を設けることで足りるとされているが、避難器具設置等場所であることが容易に識別できる措置であればこれ以外の方法によるものとされている。
- (3) 消防法施行規則第27条第1項第三号ロ。
- (4) 消防法施行規則第27条第1項第三号ハ。(4)の標識は、平面図に避難器具設置等場所及びその経路が明示されているものを指し、様式等(大きさ、材質等)は問わないものとされている。

〔防火査察〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 法及び立入検査マニュアルにより正しい。
 (2) 法及び立入検査マニュアルにより正しい。
 (3) 法により、消防団員の立入検査は、消防長又は消防署長が火災予防のため特に必要があると認め、かつ、消防対象物及び期日又は期間を指定して、当該管轄区域内の消防団員に実施させることができるので、誤り。
 (4) 法及び立入検査マニュアルにより正しい。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 法第5条の4により、審査請求の期間は、「この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、」であるので、誤り。
 (2) 非訟事件手続法及び違反処理マニュアルにより正しい。
 (3) 消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について(平成14年10月24日付け消防安第107号 消防庁防火安全室長通知(以下「107号通知」という。))により正しい。
 (4) 107号通知により正しい。

〔危険物〕

問1 答 (1)

- 解説 第3類の危険物は自然発火性物質及び禁水性物質であり、自然発火性物質の性状を示すものにあっては

炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物質の性状を示すものにあっては水との接触を避けることとされている(令第25条第1項第三号参照)。

問2 答 (4)

解説 製造所が危険物を製造する施設であるのに対し、一般取扱所は原料その他で危険物を取り扱い、最終製品として危険物に該当しないものを製造する施設であり、これに加えて給油取扱所、販売取扱所及び移送取扱所のいずれにも該当しない取扱所は一般取扱所とされている。そのため一般取扱所に適用される位置、構造及び設備の技術上の基準については、製造所の基準が準用されるとともに、取扱形態に応じた種々の特例基準が定められている。したがって、反応装置により危険物の取扱いを行う取扱所には、令第19条第1項の基準(準用される製造所の基準)が適用されることとなる。

〈お詫びと訂正〉

本誌2022年3月号134ページ掲載の「予防技術検定模擬テストNo.165」の〔消防設備〕問1の選択肢の表がもれておりました。お詫びして、下記のように訂正します。

〔消防設備〕問1 次の図は、検定対象機械器具等について検定を行う場合における消防法令上の手続きを表したものである。A、B、Cに当てはまる用語の組み合わせとして消防法令上適切であるものを選びなさい。なお、図中の①~⑨までの番号は手続きの順番を示す。

	A	B	C
(1)	型式適合検定	試験	型式承認
(2)	型式適合検定	型式承認	試験
(3)	試験	型式適合検定	型式承認
(4)	試験	型式承認	型式適合検定

